

行き過ぎた税務調査／国に損害賠償命令！

●北村事件●

現況調査と称して国税調査官数人が、事前通知もなしに訪れ、突然立ち入り調査を行うことがあります。今回は、この立ち入り調査における行為について、質問検査権の範囲を逸脱した違法な行為であるとして国に損害賠償命令が出された判例を紹介します（平10.3.19大阪高裁・確定）。

◎第一審原告Aは、京都市(京都店)と大津市(唐崎店)で衣料品店を営み、第一審原告Bはその妻、第一審原告Cはその母であり、衣料品店の業務に従事しています。平成4年3月30日の午後1時頃、事業主A不在の京都店と唐崎店に、同時に立ち入りの調査があり、京都店には5人、唐崎店には3人の国税調査官が臨場しました。京都店では、姉Dが事業主Aが仕入れに出かけているので今日は帰ってほしいと言ったにもかかわらず、国税調査官は、レジの金銭調査等及び母Cと姉Dの承諾を得ないで2階の両人の居住部分に上がり込みました。唐崎店でも、国税調査官は、レジの金銭調査等及びパート従業員のバッグの中まで調べました。

◎事業主Aらは、国税調査官8人のこれらの行為が、所得税法234条に定める質問検査権の濫用ないし逸脱した違法なものであるとして、国家賠償法第1条第1項に基づき慰謝料200万円の支払を求めました（第一審判決では、合計60万円の損害賠償が認容されています）。

◎裁判所では、所得税法234条の質問検査権の行使は、相手方に質問検査を受忍することを間接的心理的に強制するもので、相手方において質問検査に応じる義務があることを前提とするものであるが、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合には、それ以上直接的物理的に強制し得ないという意味において、強制調査ではなく任意調査の一種であるとしたうえで、国税調査官の一連の行為のうち違法な行為について次のように判断しています。

① 京都店の2階部分は、アコードオンカーテンにより店舗部分とは一見して明白に区分され母C及び姉Dの居住部分であって、居住者の拒絶の意思に反して、その居住部分に立ち入ることは許されないことは明らかであるから、国税調査官2人が母C又は姉Dの承諾を得ないで2

階へ上がった行為は、社会通念上の相当性を逸脱した違法行為である。

② 京都店で、国税調査官が単なるパート従業員に対してレジの金銭調査を行った行為及び国税調査官がレジ下の引き出しを2階に持っていた行為は、母C及び姉Dの承諾に基づかない質問検査の行為と認めるのが相当であり、違法な行為である。

③ 唐崎店において、国税調査官が妻Bが見守る中、レジを置いた机の引出し、レジの横の陳列籠の上に置いてあった大学ノートの検査を行った行為は、同店にいなかった事業主Aの承諾はもとより、そこにいた妻Bの承諾を得ないでなされたものであるから違法行為というべきである。

④ 唐崎店で、レジ付近における調査継続中にされた従業員のバッグの検査について、女性の内容物、特に手帳の中身など一般に他者には知られたくないものであって、プライバシー保護の要請が特に強いものであるから、調査官の行為は、社会通念上の相当性を欠くものであり、違法な行為である。

結局、事業主Aには、違法行為によって、名誉、信用を害され、精神的苦痛を被ったものとして慰謝料50万円、母Cには、京都店2階の住居部分に自己や姉Dの承諾がないまま、国税調査官らに入室されてタンス内部やベッドの下の引き出しなどを検査されるなどして重大なプライバシーの侵害を被り、精神的苦痛が大きかったとして慰謝料30万円の損害賠償が認めされました。

なお、税理士ネットの税法データベースを利用している方は、検索画面のキーワード欄に、この大阪高裁は「Z8 88-0221」、原審の京都地裁は「Z208-7484」と入力すると検索することができます。
(資料提供 税法データベース編集室)